　５　土砂災害警戒情報が出た場合の避難訓練

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 訓　練　の　場　面　設　定 | | | |
| 災　　害 | 火災　地震　津波　土砂災害 | 避難場所 | 運動場　体育館　二次避難場所 |
| 時　　間 | 授業中　休み時間　登下校中 | 状　　況 | 停電　学校施設破損　負傷者あり　行方不明者あり |
| 場　　所 | 教室　特別教室　体育館　運動場　学校外 | そ の 他 |  |

ねらい

　　学校が所在する地域に「土砂災害警戒情報」が発令され、併せて、「土砂災害降雨危険度」がレベル３になった場合に、避難経路の安全を確認しながら、

土砂災害に対する避難場所まで整然と避難ができるかどうかを検証する。

事前指導(○)・準備(●)のポイント

　○　防災教育テキスト等を活用して、土砂災害発生のメカニズムや基本的な対応について学習する。

○　土砂災害の危険性が高まり、安全な場所に避難する際、「**お**さない」「**は**しらない」「**し**ゃべらない」「**も**どらない」の約束を守ること。

●　児童生徒の避難訓練であると同時に、教職員の適切な指示訓練及び誘導訓練であるという意識をもつこと。

●　障害のある児童生徒一人ひとりに応じた対応方法について保護者と確認するとともに、全教職員で共通理解を図ること。

● 「土砂災害危険箇所マップ」や「洪水予報マップ」等をもとに、学校及び学校周辺の危険箇所を把握しておく。

●　土砂災害の被害が想定される学校は、土砂災害に対応した避難場所を決めておく。

●　通報訓練の実施について、事前に教育委員会へ連絡しておくこと。

訓練の流れ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 状　　況 | 教職員の指示・行動等 | 児童生徒の行動 | |
| ①情報収集  土砂災害警戒情報発令  ②気象状況の連絡 | ◇教頭等は、大雨が降り続いていることを想定し、山口県土木防災  情報システムや下関地方気象台のＨＰ等により、気象情報を定期  的に確認する。  ◇放送で現在の気象状況を連絡 |  | |
| 土砂災害降雨危険度レベル３発令  ③避難  ④点呼  ⑤通報  ⑥役割分担の確認  ⑦指導講評 | 「現在の気象状況について連絡します。先ほど、学校周辺に土砂  災害警戒情報が発令されました。今後の放送に十分注意してく  ださい。」  ◇放送による避難指示  　「緊急連絡。ただ今、学校周辺で土砂災害が発生するおそれが高  まりました。児童（生徒）・教職員は、直ちに〔校舎３階〕に避  難しなさい。」  ◇児童生徒の誘導  　・各所の教職員は、児童生徒を先導し、〔校舎３階〕の事前に定めていた場所に避難する。  　・職員室等にいる教職員は、避難経路の各所に立ち、児童生徒全  員が安全に避難したことを確認した後、自らも避難する。  　・教頭等は、ラジオや携帯サイトなどで情報収集をしながら避難  する。  ◇児童生徒を整列させ、点呼を取り、行方不明者及び負傷者の有無  を確認した上で、校長（教頭）に報告する。  ◇教頭等は、教育委員会へ児童生徒・教職員の避難状況等を報告する。  ◇教職員は集合し、土砂災害を警戒して避難した場合の役割分担を  確認する。  ◇校長等による指導講評を行う。 | | ◇落ち着いて放送を聞く。  ◇教職員の指示に従い、「お・は・し・も」を守りながら〔校  舎３階〕に移動する。  ◇学年・学級ごとに整列し、点呼に備える。  ◇指導講評を聞きながら、自分の避難行動について振り返る。 |

指導講評のポイント

○　土砂災害は、大雨が降り続くことにより発生することが多く、気象情報に十分注意する必要がある。

　○　「土砂災害危険箇所マップ」等により、自宅周辺や通学路の危険箇所を把握しておくこと。

　○　自宅等にいる際に「土砂災害警戒情報」等が出て、市町防災部局から「避難勧告」や「避難指示」が発令された場合は、できるだけ速く安全な経路を

通って指定された場所に避難すること。

　○　避難する際は、川や用水路・がけの下等には絶対に近づかないこと。